

## 平成22年度第3回宝塚市パブリック・コメント審議会議事録

- 1 開催日 平成22年8月26日(木) 10時～12時
  - 2 開催場所 市役所3階 特別会議室
  - 3 出席者 委員8名 事務局3名
  - 4 議事
    - (1) 平成21年度に実施したパブリック・コメント手続の評価(総論・個別)について
    - (2) 運用状況について
    - (3) 「パブリック・コメント手続に関する苦情申立」にかかる調査意見書(答申)について
- 事務局 (事務局あいさつ)
- 会長 早速議事に入る。議事の1について概略を説明して欲しい。
- 事務局 (資料「平成21年度に実施したパブリック・コメント手続の評価集計表」「特記事項のまとめ」について説明)
- 会長 資料1で客観的な集計ができており、資料2で個別にいただいたご意見が記載されている。これについて、追加意見があれば出して欲しい。
- 答申書に反映するにあたっては、「全体について」というところで総括的に意見がまとめられていると思うので、これをうまく活かした形で答申書を作ってもらいたい。
- 個々の評価として、1番から6番までそれぞれについてご意見いただけたらありがたい。1番の「都市計画整備プログラム」については成績が悪い。これは資料2に書いてあるとおり、専門用語が多すぎるということ。もっと分かり易くする工夫をして欲しい。2番の「地域公共交通総合連携計画」についてはこれも資料2に書いてあるとおり。特に1番と2番両方とも、21年度から実施の計画で手続きが遅すぎるとするのは大事な指摘ではないか。3番の「パブリック・コメント条例の改正」にはパブコメ募集のやり方そのものよりも、根本的にパブコメの存在自体を知らない人が多すぎるという意見があるが、ここは今回の条例改正に対するパブリック・コメントの評価に限ったほうがいい。この意見は全体評価に反映させるほうが良い。4番の「次世代育成支援行動計画」、これは概要版がないというのが大変重要な問題である。
- 委員 概要版がないのに、これだけは意見の件数が多い。概要版があるの

に意見の少ないパブコメもある。全体についての意見で書いたが、全体を見ると関係者がどんどん意見を出し、一般市民が出さない、という傾向が見える。この4番のパブコメは概要版がなくとても長いのに、なんでこんなに意見が出るのかと思う。また、意見提出の方法として「持参」が含まれていないのに、結果としては持参が49件もある。市民はみんな持参というのが当たり前になっているからだろうが、パブコメのやり方を担当課に任せてしまっているので、統一感に欠ける。あまりまかせっきりにするといけないのではないか。表紙を含め、できるだけ内容については統一すべきと思う。

○委員                   この4番の64件の中で、行政に「こうしてもらいたい」という要望が多い中、少数意見ではあるが「私たちはこういうふうにやりたい」という意見があったのはよかった。

○会長                   パブリック・コメントの意見の中に、一方的な行政への要望が多く見受けられるが、その中に市民側の引き受けるべき課題を明示している意見があったのは喜ばしい兆候である、と書いておいて欲しい。パブリック・コメントの本来あるべきところを迎えつつある、といってもいいのではないか。

持参という形式もある、ということは全体評価の中で反映してもらいたい。

概要版がなかったことは、どう扱ったらいいか。

○委員                   前年度までは条例には概要版の設置は規定されていない。我々の答申の中で「作るべきだ」と書いていただけなので、違反とまでは言えない。

○会長                   今後は、概要版がないということはないわけだ。

5番の「プラスチック類の分別・処理のあり方」はいかがでしょう。

○委員                   パブリック・コメントの意見募集期間は原則30日以上であるのに24日間しかやっていない。評価シートをいただいた時点で24日間のところは「×」になっていたが、こういうのは事前にパスしてしまうものなのか。それと、「条例違反ですよ」と我々に渡すだけが広聴相談課の仕事なのか。これを評価するときになぜ24日だったのか理由がわかれば、評価も変わる。理由なしにポンと渡されて、「これは条例違反です、さあ評価してください」と言われることも含めて疑問だ。

○事務局               原則30日間という意見募集期間を守れない、という担当課からの相談があり、「守れないのでパブコメをしなくていいか」という話もあった。それについてはやるよという話をした。原則の期間を守れない理由はなんなのか聞くと、廃棄物減量等推進審議会が並行して開

催されており、そこでパブリック・コメントで得られた市民からの意見を報告して答申に反映させるというスケジュールだったようだ。審議会の最終の答申に間に合わせるために、事前にパブコメの手続きを実施したがどうしても30日が確保できないという相談があった。本来は意見募集期間を30日以上確保すべきだが、「こういう理由で期間が確保できませんでした」という理由も併せてパブコメに付していれば、ご理解も得られたと思う。ただ30日間の確保ができないので、担当課として市民へ周知する方法も考えて欲しいということも伝えた。例えば市内に250箇所以上ある広報版を使って呼びかけするとか、自治会に周知をお願いするとか、担当課では行ったようだ。

- 会長                    審議会答申の答申が遅れてきたから30日とれなかったということか。
- 事務局                審議会答申に間に合わせるために、30日間を確保してはどうしても時間的に間に合わなかった、ということ。
- 会長                    ということは審議会答申に間に合わせるための、逆算する作業をしなかったということ。そっちのほうの問題である。今のは理屈になっていない。事務局は一生懸命かばってあげているように聞こえる。逆算して期間を確保するという出発点の作業ができていなかったからではないか。
- 事務局                おっしゃるとおり、後から審議会の日程が変わってきたものではない。
- 会長                    理屈になっていないので、「今後厳に注意してもらいたい」とはっきり言ったほうがいい。全般にちょっと甘く見ている。前回の審議会でもその話は出たが、この条例を甘く見ているのではないかという不信感をみんな持っている。今後はそういう事例がないようにしていただきたい。パブコメの期間から逆算して、審議会の答申をもらう日程も含めて計算して作業を進める。これはプロとしての行政の仕事ではないかと思う。

一斉通知を何度も流すべきではないか。「このほど、審議会から非常に厳しい警告を含んだ答申をいただくことになった。みなさんに周知徹底願うのは、パブリック・コメントの30日の期間を確保できないような事務処理作業のスケジュールを見直して欲しいということである。行政側の都合や併設審議会等の作業スケジュールの遅延によってパブリック・コメント期間が短縮されるようなことは認められない。これは法令順守の精神に反するのではないかという厳しい指摘を受けている。」という審議会としての意見が出ていると通知してもらいたい。

全体に徹底されていない。

○委員

原則30日と書いているが、30日間を守るのであればそれをスケジュール上含んでおかなければいけないのに、この期間を短縮して調整しようとするのは、パブリック・コメントをマストだと思っていないという証拠である。そこはぜひ徹底していただきたい。

5番の「プラスチック類の分別」のパブコメは、資料がこのA3の紙1枚だけである。この中に「マテリアルリサイクルのみを取り上げて環境負荷等を評価した」などという言葉も出てくる。こんな言葉、一般の市民の誰が理解できるのか。これは内部資料を出しただけといえる。これを意見募集の資料として出して、この1枚だけの資料で意見を出せと言っているセクションには、市民の意見を出してもらおうという姿勢が全く感じられない。それが24日間という期間にも現れている。

○委員

「宝塚市はパブリック・コメントを行っている」というところだけが欲しいような気がする。後はどうでもいいというのが根本にあると思う。パブリック・コメント審議会というこの制度自体が、「作ったことに意義がある」だけでそれがどういうふうに動いていくかということころまでは期待もされていない。それより他市にむかって「やっている」という表現だけが先行していて、内容とかその進み方についてとやかく言われてもあんまり気にしていないようだ。公募委員の課題であった小論文の題が「パブリック・コメント制度をどうやったら市民に浸透させられるか」だったので、行政も変わってきたんだと思っていたが、入ってみると何も変わっていなかった。会議も毎回おなじところでストップしてしまう。問題の根幹はここにある。そこを解決しないとどれだけがんばっても、また同じことがおこる。

○会長

今おっしゃったことは、本質的なことなので、最後のほうで書いてもらったら良い。

条例が制定されたということが、内部変革・仕事の改革・手続きにおける改善などにつながっていない。各部局にとっては、今までどおりやっていきたいのに、そこにパブリック・コメントという余分な手続きが一つ乗っかってきたという印象である。そうではなくて、パブリック・コメントをすることによって、もっと市民に関わってもらいたい、能動的に理解してもらいたい、市民のアクセスをもっと豊かにしてくださいという、自己改革の努力が必要。これは次年度以降に向けて精力的に取り組んでもらいたい。

○委員

行政というのはどうして内部で横のつながりが希薄なのか。

- 会長 行政だけではない。大きな組織になるとみんなそうである。
- 委員 ちょっとここに呼んで来てちょっと変えたらとたんに済むことなのに、ひとつするのに何ヶ月もかかって、忘れた頃に答えが出る。
- 会長 銀行だってそうである。新聞社もそう。放送局もそう。みんな縦割りである。大きくなればなるほど縦割りになる。
- 5番の「プラスチック類の分別・処理のあり方」については資料が非常に不親切で、専門的な用語がこなれていないという指摘があった。5番に関しては厳しい意見である。
- 6番の「スポーツ振興計画」についてはどうでしょう。これも概要版がない。
- 委員 このパブコメでは、実施したあと提出意見に関係なく、2箇所修正している。これについてはパブコメの規定の中では「再度パブコメ手続きをなさい」となっている。しなかった理由というのが明らかでない。
- 「軽微なもの」と「緊急を要するもの」はやらなくていいので、たぶんどちらかを適用して、実施しなかったと推測する。これも先ほどと同じで、なぜそうなったかの説明がない中で評価しろとなっているので悩んだ。しかしこのスポーツ振興計画の原文を見ると、結構重要なところを変えている。新体力テストを、実践推進校を指定してやることになっていたが、パブコメが終わったあとは、独自の判断で、新体力テストは以前から実施しているので、モデル校とするのはやめて全体的に取り組むという変更をしている。これを重要と見るか軽微と見るかだが。私の感覚で言うと、実践指定校ですするというのをやめるとするのは相当大きな差だと思うが。いずれにしても再度パブコメになぜかけなかったのか、わかるのであれば教えてほしい。
- 委員 これはわざわざ改正したということをも明記している。こそっと改正したわけではない。その点では公表したことは評価できる。
- 事務局 これについては、実施担当課から相談があった。パブコメの意見で出なかった部分について変更した。こういった場合原則はパブコメを再度することになる。パブコメをしないのは、内容が軽微であるか、緊急を要して時間がないかのいずれかであると担当課へ返した。担当課は軽微なものと判断した。
- 会長 考え方も公表し、客観化している。なので重大な過失とまでは言えないかと思う。
- 委員 条例の改正前から、「解釈と運用」の中で、実施機関が提出された意見とは別の理由で変更・追加・修正した場合には再度パブリック・コ

メントを行う必要がある、と言い切っている。手続的には間違いはないと思うが、意見としては結構重要な内容の変更だから、軽微な内容と判断したことには疑問がある。全体評価にも関連するが、広聴相談課がどう関わるかという問題で、相手に判断を任せすぎるとこういうことになると思う。

○会長

条例規定上の「再度パブコメにかけるべき内容」と想定されるものに該当するのではないかという疑念が出された。これについては、事前に相談等があったという経過はあるけれども、その場合の「軽微」との判断はどのようにするべきなのかということは、もう少し客観化しなければならないという課題が出てきた、ということ。担当課が判断すべきものではないと。

これで以上6件について、個別意見が具体的に書けると思う。

それでは「全体について」ということで、ここで言い尽くせているかもしれないが、意見を出してもらいたい。

○委員

何回も言っているが、パブリック・コメントを作った趣旨と意義で、3つの問題を感じている。1つは市民に対する説明責任と協働・参画の進め方。2つ目はパブコメを実施するとき、市民の立場に立って意見募集していくということ、3つ目はこの審議会及び事務局がこの問題についてどのように今後関与し、責任を果たしていくかについて。解決するためには、まず整理をすること、それに対する仕組み作りを具体的な形で書かないとだめ。文句は言ってもその具体的な解決方法につながっていかない。今のまま放っておくと、事務局はこれを並べて「これが委員の意見です」という格好で終わってしまう。その内容はほとんど不満の羅列になってしまう。一番必要なのは、これからパブコメを市民にどれだけ周知し、参加してもらうかである。今までの何年かの意見を見ても、団体に頼んで書いてもらったような、関係者が書いたような意見が多く、パブリック・コメントの本当の目的に達していない。それを治すためには、問題を出すこともだが、その具体的な解決策と進め方の仕組みを作らないとだめ。

○会長

まず全体の総論として、パブリック・コメントの目的が「市民に対する説明責任を果たす」ということだけに行政側の意識がとどまっているのではないかということ。それだけではなくて、市民の参画と協働の制度の面が忘れられているのではないかということのご指摘があったと思う。そのことは今回の苦情申出に対する答申の中にも書いてあるはず。条例のトップの精神はそれだったのではないのかということにつながると思う。二つ目は表現の仕方、運用の仕方すべてにおい

て、市民側の立場に立つという努力が足りない。分り易く書く、概要版をつけるというのは形式的な問題だが、表現の仕方に関しても「マテリアルリサイクル」などという言葉が出てくるのは、努力が足りない。もっと生活者の立場に立った翻訳の努力と能力開発が必要ではないか。絶対的に市民側の立場に立って「もうこれ以上やさしくは書けません」というのはどのぐらいあるのだろうと思う。市民言語に置き換える努力が、行政全体にまだまだ必要ではないか、ということ。三つ目は審議会及び事務局が今後これらについて具体的に相談を受けたり問題が起こった場合、どのように解決にあたるのか、に関するシステムを作っていないといけない、ということ。「軽微」の判断はどの程度で誰がするのか、原則の運用に関して30日未満でもしかたないというような事例に関して具体的にどういう風に定めていくのかなど。これを整理しないと、事務局にすごく負担が掛かるだけになる。審議会の立場としても、今後どういうふうこれを合理化していくかが次の課題になってくると思う。これについては次回以降こういうシステムがあったらいいのではという議論をしましょう。

○委員

例えば今具体的に市民に対する周知の方法としては、広報たからづかだけの様な感じなので、宝塚は一応、加入率・実働率は低い、自治会があって、連自治会がまとめている。また一方、まちづくり協議会があって、20のまち協が広報を出している。しかし今までパブリック・コメントや市民の意見を求める内容が、まち協や自治会の広報に一度も載ったことがない。熱心な市民がやっている自治会の広報でも載っていないということは、一般の市民は全く知らない状況であると言える。事務局はどうしても自分のところに関与できる方法でしかやろうとしていない。先ほど、パブコメの期間がないものについて市民への周知の仕方の例として広報板を使って、という話があったが、広報板など誰が見るのか。それならまち協などに頼んで配布してもらうか、もっとかれらを引っ張りこんで、書く内容まで一度打ち合わせして自分たちの責務として書いてもらうようなことがあってもいいのではないかと思う。今の事務局の考え方・やり方だと、おそらく絵に描いたもちになってしまう。具体的な仕組み作りというのは、ひとつひとつ実行する具体的な形で明示しなければなかなか伝わらない。そのあたりを次回以降話し合ってほしい。

○会長

事務局にも委員にも宿題になるが、どうすれば周知徹底がはかれるか、ということの提案を考えてきて欲しい。あと、まち協とか自治会を使ってという話があったが、これも実際は、行政のやるべきことを

なぜうちの広報の経費つかってやらないといけないんだ、という反発を招く部分も出てくるかもしれない。理想論ではいけないところがある。自治会に対し一斉に「お願いします」となったときに、統一的に実行するには無理なところが出てくるのではないか。

○委員 20のまち協の年に何回か出す広報の1回でもいいから、こういうことを一緒にやってくれませんかというだけでもいいのでは。

○委員 ほとんどの自治会関係者が「パブコメって何？」という状態。まち協の役員でも私以外の人は「それはなんなの？」という感じだ。市民のほとんどはパブコメを知らないし、パブコメ全体が形骸化してしまって、実効性を持っていない。そういう意味では自治会で回覧するのもいいが、もっと腰をすえた対策をとらないと無理ではないかという気がする。一つの方法だとは思いますが、まち協では、まち協の回覧も自治会の回覧もまわすが自治会に組織していない人には渡らない。うちで加入が7割か8割。自治会連合会でも6割。参加していない人には渡らない、というのは同じなので、有効かどうかはもう少し論議が必要ではないか。全体にもっと根の深い問題がある。

○会長 単なる技術的な問題ではないということ。もっと根本的な手を打たないとだめだということ。

○委員 広聴相談課の方は、どなたかに遠慮しているように思える。こうしたほうがいとわかっているのにちょっと担当課に言いにくいとか、そこはこちらは管轄外だろうと、なんとなく遠慮されてパブコメがそっと始まってそっと終わってくれたらいいなと思っているように感じられる。

わたしは自分のホームページやブログを持っているので、「今から審議会行ってきます」と発信させる。宝塚市のホームページの審議会のところをリンクさせている。でもこの間までそれができなかった。あのとおりのホームページだったので恥ずかしくて。一度リンクさせた時、「これ何年前の結果だ？」というような反応もあったので、載せるのはやめておこうと思った。今回ちゃんと直っていたので、言えばできるんだなと思った。でも言われないと修正しないというのは、どこかに遠慮しているのかと思う。前々回の審議会で、私が担当課をここに今呼んだらと提案したら、「それは手続きを踏まない」と言われた。さっき会長にお聞きしたら組織が大きくなるとそんなものだと教えられた。

○委員 消費者情報という冊子に書いてあるのには、消費者庁でもパブリック・コメントをやっているが、意見がものすごく少ないということだ



ある。意見がゼロの時が54.5%、1人から10人までが29.1%となっている。結局、だれも意見募集していることを知らない。実際どれだけ自分たちの意見が活かされているかもわからない。そういうことも書いてあった。私自身も審議会の委員ではあるが、実際出されている行政の意見募集に対して、すぐに意見提出というのはできないと思う。ある委員会の委員をしているが、そこでの意見がまとまってこれからパブコメをしますとなった。自治会の方々が考え、委員会が考え、十分審議をして出来上がった案に対して、市民から意見があった時どういうふうにするのか聞いた。それはまあまあそれなりに・・・という答えだったが、市民はどういう結果になったのかわからない。私は市民に意見を出してもらうときは、出来あがったものを出すのではなくて、もう少しはやい段階で意見募集したほうが意見が出ると思う。いろんな意見を持っている人がいるのだからそういう意見も取り入れられるようにするべき。

○会長

一つは条例が出来たということで、これでうまくいくに違いないという、全般的に安心した雰囲気が出ているのかもしれない。そうではなくて、これがスタートだったということをもう一度再認識するべき時期であると思う。今、委員がおっしゃったことで大事なものは、市民が関わって意見を言っても、これで何が変わるのかと、やっても無駄ではないのかとの不信感がある。それに対して、意見が出されたら行政はそれに真摯に答えて計画を変えていることもあるのだということに反応返したらどうだ。もっとPRをしたらいい。

○委員

市民の意見によって計画を変える、そこまで行ったらすばらしいなと思う。

○会長

市民意見によって計画変更とか修正した事例を一度集めて欲しい。それをやはり市民に示す必要があると思う。これだけパブコメの結果、変わった事例があるんだ、ということで。なかつたりしたらえらいことだ。

○事務局

表現を変えたりとかは結構たくさんあるが、方向性を左から右に変えたというのは多くないのでは。

○委員

条例を読むと「意見等」を求められている。この「等」は情報だと書いてある。必ずしも意見だけではなく、情報でもいいというのがパブリック・コメントの大事なところだと思う。市民参加条例なども関係してくるところだと思うが、そのへんの言葉は存在するがみんなが意味を知っていない。会長のおっしゃったとおり、条例ができたことは出発に過ぎない。これからここをどうするかだと思う。これか

ら全体の論議をしていくべきところと思う。

別の件になるが、今回この評価シートを渡されて提出してくれということだったが、前年度にも思ったが、今回もこの6件全体を見ると意見があるが、その全体についての意見を書くところがない。来年度以降、全体についての意見を書くところを作って欲しい。今回は仕方がないので別紙に書き込んで提出した。

例えば締め切りが「必着」だったり「消印有効」だったり、実施担当課によって取り扱いがばらばらになっているところがある。ぜひ来年度以降スタイルは統一するようにして欲しい。

先ほど言ったように計画を変更したときの理由が書いていないとか、条例違反をしたときに「事前に相談があった」というがどういう理由でそうなったのか、審議会が知らないまま全部終わってしまっている。なぜそうなったのか理由もわからないまま評価するのはよくない。その辺の改善をお願いしたい。

○会長

個別の細かいスタイルは統一すべき。また、条例違反を結果的に指摘するだけというのは審議会としてはむなしい。条例違反を防止するような手立てというのを事前に講じて欲しい。これも意見の中に入れておいて欲しい。今後の運用にあたってのシステム整備を次回以降、もう一度再検討したい。

資料1の「審議会としての全体評価」だが、◎が3点、○が2点、△が1点で計算すると、トップが3番目「パブリック・コメント条例の改正」で20点。第2位が4番目「次世代育成支援行動計画」で18点。第3位が6番目「スポーツ振興計画」で16点。それ以外は5番「プラスチックの分別」と2番「公共交通総合連携計画」が15点、1番「道路整備プログラム」が13点。

18点以上は○はあげてもいいかと思う。それ以下はちょっと今回厳し目にする。今までちょっと甘すぎたので。◎は3番のみ。○は4番。後は全部△とする。

○委員

でも、そもそもこのパブリック・コメント自体、市民が知らないのだから0点でもいいと思う。担当課が一生懸命やっていることの評価は議論してもいいと思うが、肝心の市民がここに関わっていないのなら、なんにもならない。

一度市民の方たちに、この審議会を見て欲しい。どれだけががんばっているか知って欲しい。

○委員

一応公開はされているが、誰も来ない。

○会長

逆に言えば、それだけ信頼されているのかもしれない。

それでは議事の2「運用状況」について説明をお願いします。

○事務局 (資料「平成21年度の市都市経営会議の議題とパブリック・コメント手続の実施状況」について説明)

○会長 これについては経過報告ということでいいのか。

評価の対象外になっているものもこれだけあるということか。

都市経営会議というのは、行政内部の会議ですね。都市経営会議とはどういう位置づけのものなのか、説明して欲しい。

○事務局 部長級で組織している会議。条例案や主たる計画などを審議する最上位の会議である。

○中川 都市経営会議にあげられる案件のうち、そこからもう一度ふるいにかけてパブリック・コメントの対象になるのがこれで、ならないのがこれです、という仕分けをしてくれているのか。

○委員 パブコメにかけるかけないが、ここで決定されるのか？そうではないですよ。こういう案件があります、というだけですよ。

○事務局 担当課が計画を策定して、審議会にはかって、主たる内容が決まればパブリック・コメントにかける。意見をいただいて、修正案が出て、答申をもらう。その答申をもとに市の計画を最終決定します、というのがこの都市経営会議である。

○会長 都市経営会議というのは設置条例かなにかあるのか。

○事務局 庁議なので規程で定められている。

○事務局 たまたまパブリック・コメントの対象となる案件と、都市経営会議で対象となる案件がだぶる部分がある。抜け落ちがないかどうかをチェックしてもらおうとして使った資料である。

○会長 そのように説明してもらえればわかる。新しい委員もおられるので、都市経営会議といきなり出されても、これは一体なんなのかと思っておられる方もいると思う。この都市経営会議との関係が見えなかった。

では3番目の「パブリック・コメント手続に関する苦情申立」にかかる調査意見書(答申)について、おはかりしたいと思う。これは全部読み上げていくのか。

○事務局 (資料「パブリック・コメント手続に関する苦情申立に係る調査・意見について(答申)案」について説明)

8月1日に2時間近くの審議をお願いし、各委員の皆さんには議事録をお配りしていると思うが、その内容から会長の方で整理、まとめていただいた内容を中心に審議会の意見とさせていただいた。

○会長 (誤字脱字の修正部分指摘。)

この答申案に関するご意見、副会長からいただけたら。

○委員

まずこの「答申」という形式だが、苦情申立はパブリック・コメント条例第11条によって直接審議会にはかることができる。それを審議会が直接受けて、そして意見書を市長に出す、という形をとればよかったのに、「答申」という形になっている。一般の普通の審議会では「不服申立」であり審議会に対してはできなくなっているから、決定をした実施機関に出すことになる。この場合は不服申立と違って苦情の処理という手続きになる。今回の場合、苦情申立人の個人的な権利とか利益の問題ではない。苦情申立書をきっかけにしてこの審議会が主体的にその苦情処理をどうするか判断すべき。市長が入る必要はない。ところが一方で、「パブリック・コメント審議会規則」では12条に規定するものについて「答申」することになっている。なので、ただちには違法とは言えないが、条例からすると、審議会が市長からの諮問を受けずに直接動くのが正しい姿であると言える。今回は諮問を受けているので、答申することになるが、書きにくいと思う。できたら規則をなおして欲しい。

これを読んでいると、文章を書いている事務局自身が実施機関であるので、「調査をやった事実」と、それに対する「実施機関の意見」とが混同されている感じがする。そこを少し整理してもらいたい。例えば3のホームページの件だが、「現状」と書いているが、調査した結果と、これに対して審議会はこう思いますというところをきちっと分けて整理したほうがいい。審議会の意見としてこうなんだ、というのが強く出てこない。そのあたり手直しして欲しい。

○会長

加筆修正についてはまたご助言いただきたい。

○委員

最後に言われたことだが、これは完全に分けるべき。審議会の意見であるのに、コメントのように書かれるのは論外で、調査と意見ははっきり分けて書くべき。

○会長

他はよろしいですか。

本来パブリック・コメント制度は、行政の説明責任を果たしてもらうための制度というよりも、市民にもっと能動的に参加してもらう、意見を述べてもらうための、市民の参画協働機会を拡充するための制度である、ということをもっと強調したほうが良いのではないかと、ということ。そこを終わりのほうで強調してもらえたらと思う。

行政の受け止め方はあくまで説明責任という考え方が主流のようだ。先ほど意見等の「等」は情報も含むんだということが出たが、「こんなこともいかがでしょう」というみたいなこともあっていいわけである。幅広いお互いの意見交換の場として、パブリック・コメント制度を使

っていくべきではないか、と書いておいてもらえたらと思う。これを読む行政の人にすればもうひとつピンとこないかもしれない。最後の方で「説明責任に終始することなく」と書いてあるが、そこでもうちょっと強調してもらえたらと思う。

○事務局 副会長と調整しながら、委員の皆さんにも案を見ていただいて、ご意見をいただいた上で、最終決定をしたい。

○会長 副会長と成案を作っていたら、あとは各委員に見ていただいて、ご意見ある場合はいつまでに返事くださいとしておけばよい。

○事務局 21年度に実施したパブリック・コメントの評価の答申案については、事務局のほうでまとめて、次回には見ていただけるようにする。

○会長 何か「参画・協働のまちづくりとパブリック・コメントの活用」みたいなシンポジウムやってもいいのかもしれない。まち協・自治会に呼びかけて。

○事務局 そういう系統のシンポジウムとか最近あまりやっていない。

○委員 それと、行政が進めすぎることがいいのか、むしろまち協や連合自治会で、審議会委員が説明したほうが、より効果的なのではないか。行政の場合は、いいにくい場合もあるようなので。

○委員 まちづくり協議会が20あるが、市役所の設定する会議を長年やってきた。それを住民主導にしようと、代表者会議と変えて交流会を開いているが、その座長に私になっている。まちづくりフォーラムというのを年に1回やっているが、今までまち協と自治会が交代で実行委員会をやっていたが、市役所が主導でいいんじゃないかという意見も出ている。参画と協働というのがなんなのか論議するようなフォーラムが、今の時期的にはぴったりかと思う。

○会長 宝塚の場合はまだ過渡期でまち協と自治会が並立していて、うまく行っていないところも一部あると思う。そうではあるが、地域別の総合計画などを作る能力から言えばまち協だと思う。まち協は計画や条例などに関心を持たないといけない時期が来ている。パブリック・コメントをまち協ももっとうまく使いこなせればいい。まち協から意見が出てくるようになれば、まち協ももっと強くなる。市の総合計画も見たことない、というようでは、まち協が維持できなくなってくる。

余談だが、民主党の政策で、都道府県から市町村への権限移行、義務付け・枠付けの廃止、出先官庁の統廃合が、自民党から引き継がれてすすめられている。もう一つ、民主党独自の政策で、ひも付き国庫補助金の一括交付金化が新しく付け加わった。この4つが動き始めている。大阪府では、小中学校の教員の人事権を市に渡している。この

政策が徹底されると、これからは「総合計画に基づいて政策をやってます」と言う以外に行政側の説明責任が担保できなくなってくる。今まで「国の基準だから」とか「国の方針だから」と言っていたものがなくなっていく。そうすると「計画」の権威がものすごく高くなる。「条例」がものすごく重たいものになってくる。「国の基準に従って改正したのでパブコメにあたいしない」「国の義務付けにしたがっているもので、パブコメにかける余地がない」と言っていたものも、どんどん減っていく。そうするとパブコメにかかってくる案件もかなり増えてくる。そして自治体の自己責任も重たくなってくる、ということ。

民主党は2011年度からは公共土木事業関係の一括交付金化に踏み切ると言っている。そうすると、道路よりも福祉にまわすだとか、福祉より教育が大事だとか、責任もって市民議論をやらないといけなくなる。なんでも行政に責任追及していたのでは進まなくなる。市民自身も政策選択の議論に入っていけないと。そういう時代がもうすぐ来る。そうすると、まちづくり協議会の仕事がとても重要になってくる。そういう意味では、パブリック・コメントとまち協と、もっと手を結んだほうがいいのかもわからない。

○委員 今回の苦情処理の手続は、条例を見ると直接審議会に申し出るとなっている。市長は入らない。今回なぜ市長の諮問になったのか。

○事務局 条例では、苦情申立は直接審議会にできるとなっている。直接審議会に審議していただいて、我々のほうにこういうふうに変更しなさいという意見をいただくのがいいのか、逆に我々のほうから審議会に意見を求めて、改善していくのか、どういうやり方がいいのか初めてのことでわからなかった。想定していたのは、審議会に対して市長から諮問をして、答申をもらうというスタイルだった。

○委員 「行政不服申し立て」は、市長にしかできない。しかしそれは個人の利益の場合。今回は苦情の申立であるし、せっかく直接申し出ることができるとなっているので、審議会から答えを直に出したほうがインパクトがあったのではないかと思う。これから苦情申出が出た場合、市長から諮問がなければ動かないということになると具合が悪い。今の場合、規則で諮問を受けられるようになっているので、今回はこれで行ったということ。

○会長 今回は審議会規則のルールにのってやったと。

○委員 規則では、条例12条に規定する事項について、諮問に応じ答申する、となっている。これにのってやった。この条例の中で足りないのは、出てきた意見書を「申出人に通知する」という規定がない。それ

が必要と思う。

○会長

パブリック・コメント条例は、市民と直接つながる審議会、という  
感じでやさしく作られていた。行政不服審査法などのフォーマルな規  
定からいうと、全部市長に異議申立をすることになる。

では次回は11月18日（木）の10時から。